

入 札 公 告

一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6及び浅口市財務規則(平成18年浅口市規則第47号)第99条の規定により、次のとおり公告する。

令和8年10月16日

浅口市長 栗 山 康 彦

1 入札の方法

この一般競争入札は、浅口市事後審査型条件付き一般競争入札実施要綱(平成29年浅口市告示45号)及び浅口市電子入札等実施要綱(平成28年浅口市告示第67号)の規定による入札方法で執行する。

2 入札に付する事項等

入 札 に 付 す る 事 項	入 札 番 号	26007
	年 度	令和8年度
	工 事 名 称	浅口市中央公民館空調設備更新工事
	工 事 場 所	浅口市鴨方町鴨方 地内
	工 期	270日
	工 事 概 要	機械設備工事 ・空気調和機(直膨式)新設 2.0組 ・冷媒被覆銅管新設 475.0m ・灯油焚吸収式冷温水発生器撤去 2.0台 ・冷却塔 撤去 2.0台 ・冷却水、温水ポンプ 撤去 6.0台 ・オイルサービスタンク 撤去 1.0基 ・その他、既存機器撤去 1.0式 上記に伴う建築、電気設備工事 1.0式
	予 定 価 格	¥203,000,000円 (税抜)
	施 行 担 当 課	教育委員会事務局ひとづくり推進課
	最 低 制 限 価 格 の 設 定	設定有 (基準率) 0.92
入 札 保 証 金		免除
契 約 保 証 金		要 (請負金額の10%以上)
前 払 金		有 (請負金額の40%以内)
中 間 前 払 金		有 (前金払に追加し請負金額の20%以内)
部 分 払		有
建 設 リ サ イ ク ル 法 対 象 工 事		対象

3 入札参加資格要件

登 録 業 種	浅口市建設工事競争入札参加資格及び審査等に関する要綱(平成19年浅口市告示第66号。以下「要綱」という。)に基づく管工事における令和8年度の入札参加資格を有している者であること。
地 域 要 件	営業所の所在地が、次の要件を満たすこと。 岡山県内に主たる営業所又は契約権限を有する営業所を有する者 ※「主たる営業所」とは、建設業許可申請書の「主たる営業所」の欄に記載されているものをいう。 ※「契約権限を有する営業所」とは、令和8年度入札参加資格申請時に代表者から浅口市との契約締結権限の委任を受けた支店又は営業所等をいう。
建 設 業 の 許 可	契約締結先となる営業所等が、建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第3条第1項の規定による特定建設業の許可(管工事業に係るものに限る)を受けていること。
総 合 値 の 点 数	令和8年度の入札参加資格審査時の経営事項審査結果通知書に記載されている「管工事」の総合評定値(要綱第6条の規定による総合評定値)が次のとおりであること。 ・ 1,050点以上の者
施 工 実 績 等	令和8年度の入札参加資格審査時の経営事項審査結果通知書に記載されている管工事の平均完成工事高があること(0円でないこと)。
配 置 予 定 技 術 者	当該工事に監理技術者(管工事業に係る監理技術者資格証の交付を受けており、かつ監理技術者講習を受けている者)又は主任技術者(以下「監理技術者等」という。)を法に基づき専任で配置できること。なお、配置予定の監理技術者等は直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で、入札(開札)日時時点で3ヶ月以上の雇用関係にある者であること。
そ の 他 の 要 件	「一般競争入札(事後審査型)公告共通事項(建設工事) 電子入札用」1入札参加資格(6)については、次のとおり読替えて適用する。 (6)税に関すること。 契約締結先となる営業所等の所在地の法人の県民税及び事業税を完納していること。

4 入札手続等

設計図書のダウンロード期間	令和08年10月16日 09:00 から 令和08年10月30日 17:00 までの間
設計図書に対する質問 送付先及び締切日時	(送付先) 教育委員会事務局ひとづくり推進課 TEL 0865-44-7001 FAX 0865-44-7602 (締切日時) 令和08年10月27日 17:00
入札参加表明受付期間	令和08年10月16日 09:00 令和08年10月30日 17:00
入札受付期間	令和08年11月02日 08:30 令和08年11月05日 17:00
開札執行の日時及び場所	令和08年11月06日 09:30 浅口市役所本庁舎3階第1会議室
工事費内訳書提出の義務付	有
参加資格確認申請書類	提出を求められた日の翌日から起算して2日(浅口市の休日を定める条例(平成18年浅口市条例第2号)第2条第1項に規定する市の休日を除く。)以内に、次の書類に添付書類を添えて提出すること。 ・事後審査型条件付き一般競争入札参加資格確認申請書

5 その他

そ の 他 注 意 事 項	(1)この公告に定めるもののほか入札参加に関し必要な事項は、「一般競争入札(事後審査型)公告共通事項(建設工事) 電子入札用」に定めるものとし、市ホームページに掲載するものとする。 掲載するホームページアドレス (https://www.city.asakuchi.lg.jp/uploaded/attachment/2400.pdf) (2)設計図書等に関する質問がある場合は、電子入札システムへの登録又は所定様式「設計図書等に対する質問・回答書」(市HPのオンラインサービス＞申請書ダウンロードから電子データ入手できます。)に記入の上、施行担当課宛にFAXにより送付してください。また、確認のため、質問を登録又は送付した後に、電話にて質問した旨をご連絡ください。 (3)当該工事の契約の締結に当たっては、浅口市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成18年浅口市条例第46号)第2条の規定により議会の議決を経なければならないため、落札者の決定後は仮契約を締結し、当該議決を経たときに本契約が成立することとなる。なお、議会で否決された場合、仮契約は無効となり契約は成立しない。また、落札者の決定から議会の議決を経るまでの間に、浅口市建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱(平成19年浅口市告示第65号)に基づく指名停止等の措置を受けたとき、浅口市建設工事等暴力団関係者対策措置要綱(平成18年浅口市告示第101号)に基づく指名除外の措置を受けたとき、法第28条第3項若しくは第5項の規定による浅口市を含む区域内における営業の停止命令(業種は問わない。)を受けたとき、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てをしたとき(更生手続開始の決定を受けているときを除く。)若しくは民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てをしたとき(再生手続開始の決定を受けているときを除く。)又は本件入札に関し浅口市談合情報対応マニュアル(平成20年制定)に基づき談合の事実が確認され、本件入札が無効とされたときは、本件工事に係る仮契約を締結しないこと又は締結した仮契約を解除することがある。なお、このことにより仮契約の相手方に損害が生じても、浅口市は一切の責任を負わない。 (4)本契約の成立日につきましては、現時点では未定ですが、浅口市議会令和8年12月定例会での議案上程を想定しており、議決されれば12月中～下旬頃を見込んでいます。
契 約 条 項 を 示 す 場 所 及 び 問 い 合 わ せ 先	〒719-0295 浅口市鴨方町六条院中3050 浅口市企画財政部財政課 TEL 0865-44-9004 FAX 0865-44-5771